

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び
漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更について
(農業信用保険業務、漁業信用保険業務、共通業務)

1. 漁業信用保険業務・・・審議対象

(1) 変更の趣旨

現行の保険料率の適用について、漁業近代化資金（以下「近代化資金」という。）及び日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）資金について、上限設定や、併用できないなどの制度的理由から事業資金を併せて活用せざるを得ず、同一の設備等に係る融資の中で異なる保険料率が適用される等、必ずしも合理的とは言えない実態があり、このことが保証利用者の負担感や制度利用忌避の一因にもなっている。

このことについて、令和7年2月の漁業信用保険業務運営委員会において、出資者の委員から改善を求める意見があったところ、令和7年12月11日に開催された漁業信用保険料率算定委員会において、上記の近代化資金（5号資金を除く※）との補完融資及び公庫（漁業経営安定資金、農林漁業セーフティネット資金及び漁業経営改善支援資金のうち運転資金を除く。）との協調融資における事業資金について、漁業者等の負担及び持続的な制度運営に配慮しつつ、より合理的な料率の適用及び制度利用の促進を図るため、近代化資金と同等の低廉な保険料率（0.17%）を令和8年4月より適用する旨決定したため、これに伴い業務方法書の該当部分を変更するものとする。

※ 養殖用種苗や育成資金を対象とする近代化資金の5号資金については、近代化資金で認定されない経費も事業資金で併せて調達されている事例があることを踏まえ対象から除外している。

また、沖縄振興開発金融公庫法施行令を引用している業務方法書の規定について、当該法令の改正に伴う所要の技術的修正を行うものとする。

(2) 変更の内容

ア 保険料率の変更

別表4 漁業信用保険業務の保険料率に規定する事業資金の保証保険料率について、中小漁業者が総トン数20トン以上の動力漁船を使用して漁

業を営む者の場合は、保険料率を「年 1.05%（災害特例適用の場合は、年 0.66%）」から「年 1.05%又は年 0.17%※（災害特例適用の場合は、年 0.66%又は年 0.14%※）」とし、その他の者は「年 0.77%（災害特例適用の場合は、年 0.43%）」から「年 0.77%又は年 0.17%※（災害特例適用の場合は、年 0.43%又は年 0.09%※）」に変更する。

※ 近代化資金の補完融資・公庫の協調融資の場合は低位の保険料率を適用する。

イ 法令の改正に伴う変更

別表 4 漁業信用保険業務の保険料率（注）（１）のうち、「沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条第 1 号ヨからネまで若しくは第 18 号に掲げる資金」について、「沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条第 1 号ヨからネまで若しくは第 21 号に掲げる資金」に変更する。

2. 共通業務・・・審議対象

（１）変更の趣旨

「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を引用している業務方法書の規定について、当該法令等の改廃等に伴う所要の技術的修正を行うものとする。

（２）変更の内容

第 33 条（２）ロ「「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守」について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）並びに同法に基づく関係法令及び関係ガイドラインの遵守」に変更する。

3. 農業信用保険業務・・・審議対象外

（１）変更の趣旨

第 5 期中期目標において「保険料率体系のあり方について、中期目標期間内により望ましいものに見直すよう」指示されたことを踏まえ、農林水産省との協議、基金協会との検討・議論を実施するとともに、令和 6 年 12 月 13 日に農業信用保険料率算定委員会を開催し、同委員会において保険料率見直しの検討を行った結果、以下の変更内容のとおり保険料率を変更することとした。

なお、本変更については、既に令和 7 年 2 月 19 日の農業信用保険業務運営委員会において審議が行われ、原案どおり承認されている。

（２）変更の内容

ア 保証保険

保証保険対象資金（農家経済安定施設資金のうち事業資金、農協保証債務を除く。）の保険料率について、借入者の信用リスクに応じて低、中及び高の３区分の保険料率を令和８年度から導入する。

イ 融資保険

上記アの保険料率の改定に伴い、従来の取扱いどおり、保証保険の保険料率の 1.5 倍の水準に設定する。

ウ 災害特例保険料率

基金協会が保証料率を３割超引き下げた場合のみ災害特例保険料率の対象とすることとし、上記ア及びイの保険料率改定に合わせて、令和８年度から改定（料率は、従来どおり段階別保険料率のうち高位の率から７割引き下げる）する。